

社会福祉法人江刺寿生会
役員及び評議員並びに第三者委員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人江刺寿生会(以下「法人」という。)定款第9条及び第23条の規定に基づく役員(理事及び監事)及び評議員、また、第三者委員等の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第2章に基づく評議員をいう
- (2) 役員とは、定款第4章に基づく理事及び監事をいう
- (3) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人の経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)をいう
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう
- (5) 第三者委員等とは、苦情解決事業による第三者委員、福祉サービス評価事業による第三者委員及び入所検討委員会委員並びに顧問をいう
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の勤務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、費用と明確に区分されるものとする
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいい、報酬等と明確に区分されるものとする

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員並びに第三者委員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 評議員には、定款第9条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる
- (2) 常勤役員は、無報酬とする
- (3) 非常勤役員は、理事会出席等、必要の都度報酬を支払うものとする
- (4) 評議員及び非常勤役員並びに第三者委員等には、その職務を行うために要する費用を実費弁償することができる。ただし、交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする

(報酬等の額の決定)

第4条 役員及び評議員並びに第三者委員等の報酬等は、次のとおり支給する。

- (1) 常勤役員の給与等は、各年度の総額の範囲内で、別表1により支給する
- (2) 非常勤役員である監事に対する報酬等は、別表2により支給する
- (3) 評議員の報酬等は、定款第9条に定める各年度の総額の範囲内で、別表3に基づき支給する
- (4) 第三者委員等の費用は、別表4により支給する

(報酬の支給日)

第5条 役員及び評議員並びに第三者委員等報酬の支給日は、次のとおりとする。

- (1) 非常勤役員の報酬は、理事会出席の都度支払うものとする
- (2) 評議員の報酬は、評議員会出席の都度支払うものとする
- (3) 第三者委員等の費用は、当該会議出席の都度支払うものとする

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支払うものとする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員並びに第三者委員等が、法人業務のため出張する場合は、別表5により報酬及び旅費等を支給することができる。

(当法人職員給与との併給)

第8条 この法人の施設の職員を兼務し、職員給与を支給している常勤役員及び委員は、本規程に基づく役員報酬等は、支給しないものとする。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(公表)

第10条 この法人は、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として、この規程を公表するものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月20日から施行する。

○ 別表1 (第4条第1項第1号関係)

・常勤役員の給与等年間総額

区別	報酬額	給与等額	実費弁償費
常勤役員 理事長、理事5名(賞与含)		年間総額 35,000,000 円までの範囲内	

○ 別表2 (第4条第1項第2号関係)

・非常勤役員(監事)の報酬

区別	報酬額	実費弁償費
監事	年間総額 320,000 円までの範囲内	
・監査等への出席の時	会議出席の都度 20,000 円	3,000 円
・上記の他、法人業務会議等への出席の時	会議出席の都度 10,000 円	3,000 円

○ 別表3 (第4条第1項第3号関係)

・評議員の報酬

区別	報酬額	実費弁償費
評議員(評議員会等への出席)	会議出席の都度 10,000 円	3,000 円

○ 別表4 (第4条第1項第4号関係)

・第三者委員等費用

区別	報酬額	実費弁償費
顧問		3,000 円
第三者委員 入所検討委員会委員		3,000 円

○ 別表5 (第7条関係)

・出張旅費

旅費	宿泊費	報酬額/日	実費弁償費
実費	15,000 円 又は実費	5,000 円	3,000 円 又は実費